

相続税法施行規則等の一部を改正する省令要旨

一 相続税法施行規則の一部改正（第 1 条関係）

1 次に掲げる書類について、住民票の写し等の添付を要しないこととする。（相続税法施行規則第 2 条、第 11 条関係）

- ① 障害者非課税信託申告書
- ② 相続時精算課税選択届出書

（注） 上記②の改正は、平成 32 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用する。

2 配偶者居住権等の評価に用いる配偶者の平均余命の算出方法等を定めることとする。（相続税法施行規則第 12 条の 2～第 12 条の 4 関係）

3 その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 相続税法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年財務省令第 24 号）の一部改正（第 2 条関係）

相続時精算課税選択届出書の添付書類について、一定の受贈者について引き続き戸籍の附票の写しの添付を義務付けていた経過措置を、平成 32 年 1 月 1 日前の贈与を除き、適用しないこととする。（相続税法施行規則の一部を改正する省令附則第 2 条関係）

三 この省令は、別段の定めがあるものを除き、平成 31 年 4 月 1 日から施行することとする。（附則第 1 条関係）